

## 1 活水器の設置について

活水器の設置については、以下のとおりとする。

(1) 活水器は、水道メーターの下流側に設置すること。

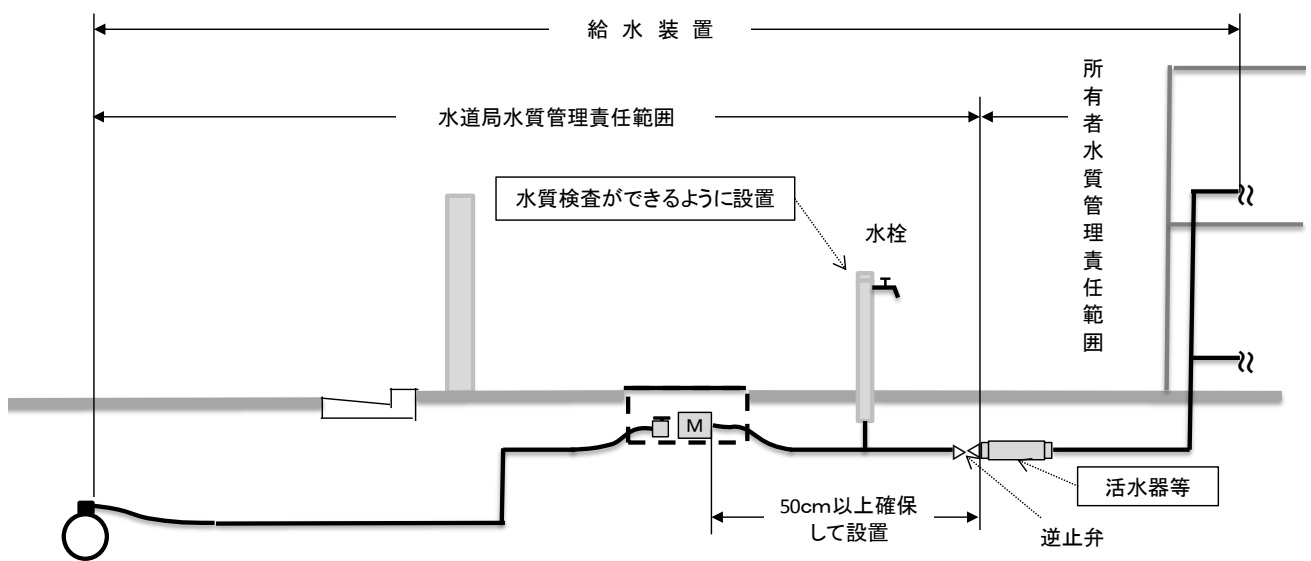
また、水道メーターの機能及び維持管理に支障をきたさないよう、水道メーターとの間隔を 50 cm 以上確保すること。

(2) 水質検査に対応するため、活水器の上流側に水栓を設置すること。

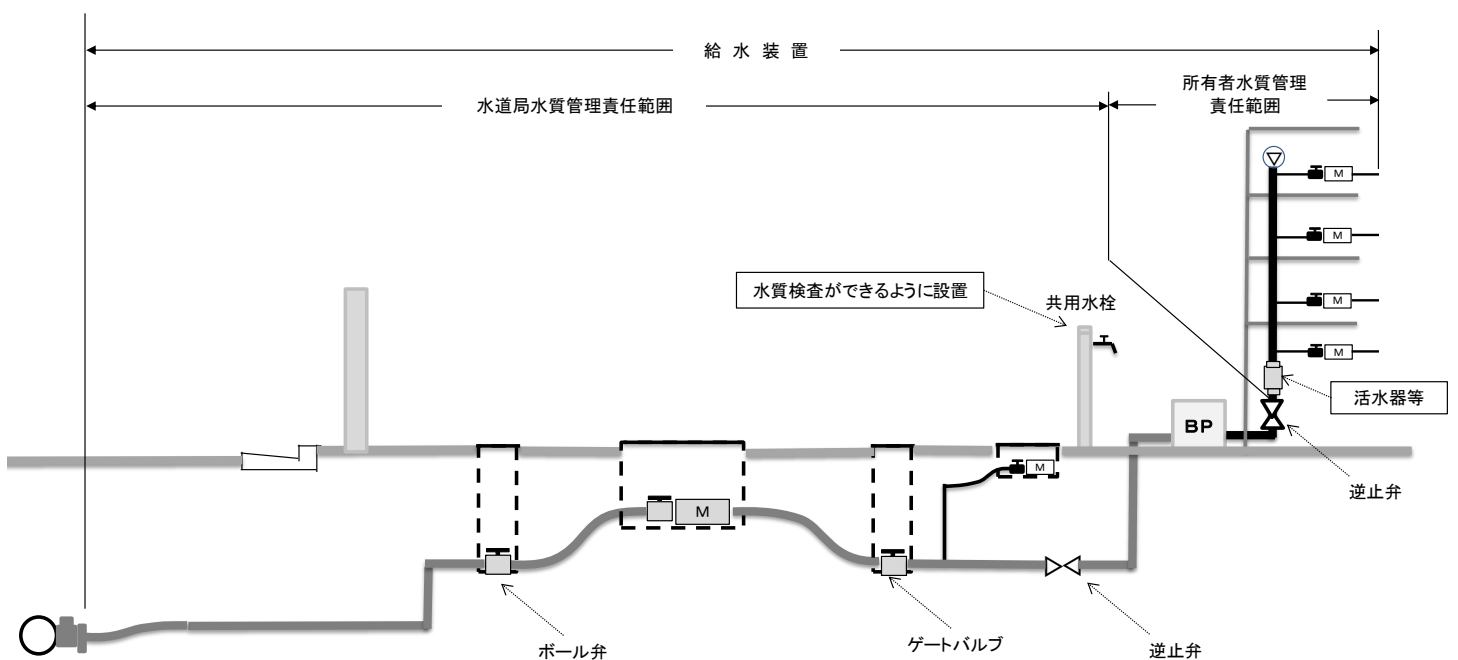
(3) 活水器の上流側に逆止弁を設置すること。ただし、活水器本体が逆流防止性能基準を有している場合は逆止弁の設置は不要とする。

(4) 給水装置の設置に当たっては、活水器の損失水頭を考慮して流量計算を行うこと。

### (設置例 1) 直結給水方式



### (設置例 2) 直結増圧方式



## 2 浄水器について

浄水器の種類及び設置については、以下のとおりである。

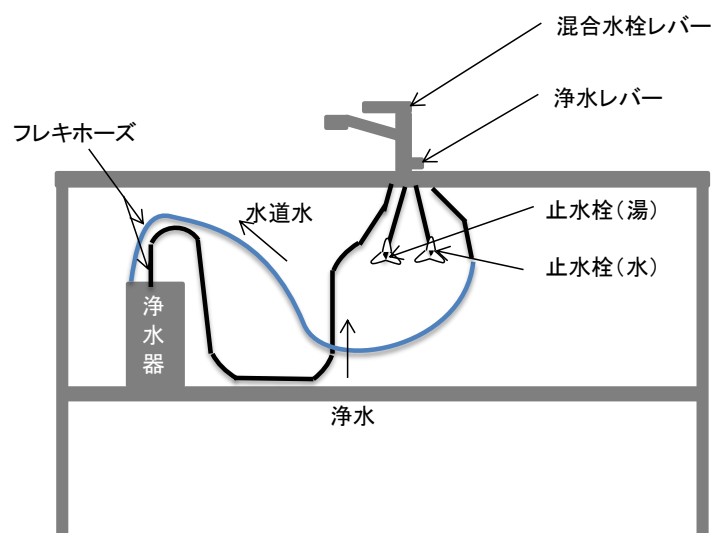
### (1) 浄水器

水道水中の残留塩素や濁度等を減少させることを目的とした器具で、種類にはⅠ型、Ⅱ型がある。

ア Ⅰ型は、給水管又は給水栓の流入側に取り付けて常時圧力が作用する構造のもの。

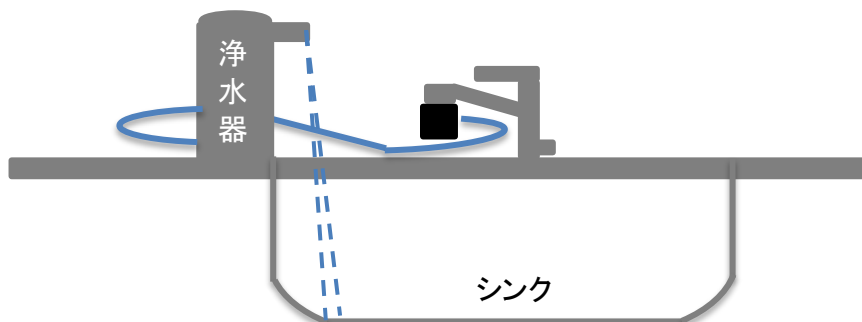
なお、設置については、浄水器の上流側に止水用器具を取り付ける。

また、製品に逆止弁が同一梱包されているものについては、製品に近接して上流側に逆止弁を設置する。



浄水器 Ⅰ型

イ Ⅱ型は、給水栓の流出部に取り付けて常時圧力が作用しない構造のもの。



浄水器 Ⅱ型

## 3 届出

活水器等を給水装置の主管部に取り付ける場合、所有者は活水器等設置届（様式第7号）を公営企業管理者宛に提出すること。